

生産性向上特別措置法に係る固定資産税の特例について (地方税法附則第15条第47項)

1. 固定資産税(償却資産)に係る特例措置の適用要件について

<対象者>

先端設備等導入計画の認定を受けた資本金が1億円以下の法人、個人事業主 等

<対象設備>

下表の対象設備のうち、以下の3つを満たすもの

- ①生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているもの
- ②生産、販売活動等に直接使用する設備であること
- ③中古資産でないこと

設備の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械及び装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具及び備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備 (※注)	60万円以上	14年以内

(※注) 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

<取得年月>

平成30年6月6日から平成33年3月31日

<特例期間>

固定資産税が課されることとなった年度から3年間

2. 提出書類について

下記の書類を償却資産申告書提出時に添付してください。

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書 (写し)
- ・中小企業等経営力強化法の経営力向上設備及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書 (写し)
- ・先端設備等導入計画に係る認定について (写し)

※リース会社が申告する場合は、「リース契約書 (写し)」、「リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書 (写し)」を上記書類に加えて提出をお願いします。

<固定資産税の減額についての問い合わせ先>

裾野市役所総務部税務課 償却資産担当 TEL055-995-1809 FAX055-995-1863